

2023 文総契第 1271 号
令和 6 年 3 月 1 日

受注者及び受託者 各位

文京区総務部契約管財課長 坂田 賢司
(公印省略)

**「令和6年3月から適用する公共工事設計労務単価」及び
「令和6年3月から適用する設計業務委託等技術者単価」
の運用に係る特例措置について**

国は、令和 5 年度に実施した公共事業労務費調査及び設計業務委託等給与実態調査に基づき、「令和 6 年 3 月から適用する公共工事設計労務単価」（以下「新労務単価」という。）及び「令和 6 年 3 月から適用する設計業務委託等技術者単価」（以下「新技術者単価」という。）をそれぞれ決定・公表しました。このうち、東京都における新労務単価は、全職種単純平均で対前年度比約 5.7%の上昇となっています。

また、国では、技能労働者への適切な賃金水準が確保されるよう、令和 6 年 3 月 1 日以降に契約を締結する工事のうち、「令和 5 年 3 月から適用する公共工事設計労務単価」（以下「旧労務単価」という。）又は「令和 5 年 3 月から適用する設計業務委託等技術者単価」（以下「旧技術者単価」という。）を用いて予定価格を積算した工事又は設計業務委託において、受注者又は受託者が、新労務単価又は新技術者単価に基づく契約に変更するための協議を発注者に請求することができる特例措置を定めており、各自治体においても、これを参考に適切な運用に努めるよう要請しています。

文京区においては、この要請を踏まえ、新労務単価及び新技術者単価に係る特例措置を別紙のとおり定めたので、お知らせします。

受注者及び受託者の皆様におかれましては、この趣旨をご理解いただき、契約金額が変更された場合は、下請企業との間で締結している請負契約の金額の見直し等を行い、新労務単価の上昇を踏まえた技能労働者等への賃金水準の引き上げ及び法定福利費相当額（事業者負担分及び労働者負担分）を適切に含んだ額での下請契約とされるよう、より一層の徹底をお願いします。

【問合せ先】

文京区総務部契約管財課契約係
電話 03 (5803) 1150

(特例措置の概要)

1 対象

(1) 工事

令和6年3月1日以降に契約を行った工事のうち、旧労務単価を適用して予定価格を積算しているもの。ただし、変更協議が整う以前に支払手続が完了したものについては、対象外とします。

(2) 設計等委託

令和6年3月1日以降に契約を行った設計等委託（建築設計、土木設計、設備設計、測量、地質調査及び工事監理業務）のうち、旧技術者単価を適用して予定価格を積算しているもの。ただし、変更協議が整う以前に支払手続が完了したものについては、対象外とします。

2 特例措置の内容

受注者又は受託者は、工事請負契約約款第56条又は設計等業務委託契約約款第53条の規定により、旧労務単価又は旧技術者単価に基づく契約を新労務単価又は新技術者単価に基づく契約に変更するための契約金額の変更の協議を請求することができます。

3 契約金額の変更

変更後の契約金額については、次の方式により算出します。

$$\boxed{\text{変更後の契約金額} = P_{\text{新}} \times k}$$

$P_{\text{新}}$ ：新労務単価又は新技術者単価及び当初契約時点の物価により積算された予定価格

k ：当初契約の落札率

4 請求期限

本通知に基づく契約金額変更の受注者又は受託者からの協議請求期限については、以下のとおりとします。

(1) 納工期末が令和6年3月31日以前のもの・・・工期末の15日前（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）まで

(2) 納工期末が令和6年4月1日以後のもの・・・契約締結日から2か月以内

* 変更の協議を請求される場合は、書面（様式1）により速やかにお願いします。

5 その他

令和6年2月29日以前に契約を締結した工事のうち、同年3月1日において工期の始期が到来していないものについては、「賃金等の変動に対する工事請負契約約款25条第6項の規定（インフレスライド条項）の適用に係る運用基準」の内容を準用します。

令和6年2月29日以前に契約を締結した設計等委託は本措置の対象外とします。